

第5号議案

愛南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等
の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月8日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)により会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため。

愛南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

愛南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年愛南町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 愛南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第16条第4項中「100分の132.5」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 給与条例第21条の4(第2項を除く。)の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の任期について準用する。この場合において、同条第3項中「期末手当」とあるのは、「勤勉手当」と読み替えるものとする。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長が規則で定める基準に従って割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する第1項に規定するフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第24条第1項中「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」を「報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、規則で定める報酬)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第24条の2 給与条例第21条の4(第2項を除く。)の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、規則で定める報酬)」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は前項の任期について準用する。この場合において、同条第3項中「期末手当」とあるのは、「勤勉手当」と読み替えるものとする。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長が規則で定める基準に従って割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する第1項に規定するパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

愛南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第5条 略</p> <p>第6条 愛南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <hr/> <p>第16条第4項中「100分の132.5」を「100分の<u>130.0</u>」に改め</p> <hr/> <p>る。</p> <p><u>(新規定)</u></p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>第6条 愛南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。</u></p> <p>第16条第4項中「100分の132.5」を「100分の<u>122.5</u>」に改め、<u>同条の次に次の1条を加える。</u></p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第16条の2 給与条例第21条の4(第2項を除く。)の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の任期について準用する。この場合において、同条第3項中「期末手当」とあるのは、「勤勉手当」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長が規則で定める基準に従って割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する第1項に規定するフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p><u>第24条第1項中「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」を「報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、規則で定める報酬)」に改め、同条の次に次の1条を加える。</u></p> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第24条の2 給与条例第21条の4(第2項を除く。)の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合におい</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>て、給与条例第21条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、規則で定める報酬)」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は前項の任期について準用する。この場合において、同条第3項中「期末手当」とあるのは、「勤勉手当」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長が規則で定める基準に従って割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する第1項に規定するパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p>